

随意契約理由書

神戸市

件名	海岸線車両VVVF制御装置パワーユニット修理作業
契約の相手方	三菱電機株式会社
根拠法令	地方公営企業法 施行令 第21条の14 第1項2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本作業は、列車の安全性及び定時性を確保するうえで重要な装置である、VVVF制御装置のパワーユニットの修理作業を行うものである。</p> <p>修理にあたっては、特殊な部品の調達及び製作を行い、交換部品の整合性及び互換性が確保でき、さらに鉄道車両特有の基準及びメーカーが定めた評価基準を確実に満たす必要がある。</p> <p>上記条件を満たすことができるのは、当該装置を設計、製作した上記業者のみであるため、随意契約を締結するものである。</p>	
担当部署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 078-652-7340)